

第2回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会提出資料

# 荒廃農地の管理の在り方と 合意形成について

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 荒廃農地の管理の在り方について | 1～3ページ |
| 阿賀野市農業委員会の取り組み  | 4ページ   |
| 合意形成について        | 5～8ページ |

令和2年7月7日  
新潟県阿賀野市農業委員会  
会長職務代理者 笠原尚美

# 荒廃農地の管理の在り方について①

## 〈第1回検討会を終えて〉

- ① 新たな土地利用で示された「農地を農地への復旧が容易な非農地に転換」(資料1の33ページ)への懸念  
⇒現場の感覚としては、非農地になると農地には戻らないのではないか  
非農地になると農地法や農業委員会の管理対象から外れる  
管理対象でない土地が荒れた場合に地域では対応できない
- ② そのため、「農地を農地への復旧が容易な非農地に転換」は、地目上の扱い及び関与の在り方について検討してはどうか
- ③ 管理の仕方は田、畑、樹園地等で異なるため、用途別に管理のあり方を考える必要があるのではないか
- ④ 併せて、議論の対象を中山間地域だけに限定するのではなく、平場や都市近郊地にも広げた方が良いのではないか  
⇒砂丘地帯での荒廃農地の増加が懸念される

# 荒廃農地の管理の在り方について②

## < 荒廃農地を活用する方法 >

- ① 果樹や茶、有機農業のための1～2ha規模の団地化
  - ② 農地付き空き家を活用した移住者による小面積の農地利用
  - ③ 兼業や半農半Xによる農地利用
- ※①～③は新規就農者の確保対策としても機能
- ④ 傾斜地での家畜放牧や飼料生産による粗放的な農地利用
  - ⑤ 観光資源としての景観作物や枝物(花木)の栽培地としての農地利用
  - ⑥ 鳥獣害被害が少ない品目の栽培や、養蜂等を組み合わせた農地利用
  - ⑦ 生物多様性の維持や水資源の涵養等を目指した農地利用
  - ⑧ 鳥獣害に対する緩衝地帯としての農地利用



# 荒廃農地の管理の在り方について③

<多様な利用を促進するために必要なこと>

- ① 農業的利用を支援する仕組みの導入  
⇒簡易な基盤整備や施設更新等への支援
- ② 粗放的利用を含む多様な農地利用の推進  
⇒前ページの①～⑦の他、現場の工夫に応じた柔軟な利用の促進
- ③ 多様な農地利用者の参画  
⇒他業種就業者(テレワーク・リモートワーク)、半農半X、企業の福利厚生、農福連携、引きこもりの社会復帰支援等
- ④ 農振農用地区域の詳細な利用エリア区分の設定  
⇒放牧区域、有機農業区域、体験農園区域、環境景観保全区域、鳥獣害防護区域等のエリア区分で参入しやすい環境整備
- ⑤ 地域に対する農地等の維持管理活動への経費の助成  
⇒農地等の維持管理活動を持続させるため、活動主体への活動費の助成が必要

# 阿賀野市農業委員会の取り組み

農地には1筆ごとに、代々の所有者・耕作者の思いと歴史がつまっている。  
(中山間地域等の耕作に苦勞してきた農地にはより強い思い入れ)



## <農地を維持するための取り組み>

- 農地の出し手、受け手の意向の把握
  - ・経営状況調査(毎年実施)  
現在の経営状況、今後の経営見込み、後継者の有無等を把握
  - ・あっせん譲受等候補者名簿(随時更新)
  - ・認定農業者の名簿(随時更新)
- 農業委員、推進委員による利用調整
  - ・農家を訪ね、農地の引き受け先を探す(農地のあっせん)
  - ・農地ナビで農地の画像を見せながら説明
  - ・1~2回の訪問は当たり前、複数回行ってやっと話を聞いてもらえる



## <農業委員、推進委員の思い>

地域の声を丁寧に拾い、次の受け手を探す農地への思いや歴史も受け止めてほしい！

# 合意形成について①

## （「人・農地プラン」の実質化の取り組み状況）

### <「人・農地プラン」の実質化とは>

農家や地域の関係機関が、農家の話し合いに基づいて、5～10年先の地域農業の中心経営体や目指す将来を明らかにする取り組み（地域農業の未来の設計図づくり）。

令和元年の夏から実質化の取り組みを開始し、全国の約9割（耕地面積ベース）で進行しているが、現在は新型コロナウイルスによって多くの地域で話し合い等が中断している。

### <実質化の手順>

- ①市町村が工程表を作成
- ②アンケートの実施（農家と農地所有者の意向把握）
- ③アンケート結果を地図に落とし込む
- ④地図を見ながら、地域で将来の話し合い
- ⑤将来方針の作成
- ⑥市町村が公表（＝プランの実質化）
- ⑦実質化を実現する活動の実施

### <話し合いの参画者>

- ①地域の農家（主に担い手農家）  
（関係機関）
- ②市町村の農政部局
- ③農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進員）
- ④農地中間管理機構
- ⑤JA
- ⑥土地改良区

### <阿賀野市の取り組み状況>

- ・市内122地区で人・農地プランを検討中
- ・すでに25地区が実質化、秋までには50～60地区が実質化する見込み
- ・合意形成までには最低3回以上の話し合いが必要
- ・中山間地域の方が中山間直払い等によって話し合いの土壌ができている傾向

# 合意形成について②

(人・農地プランの実質化の取り組みから見たこと)

## <感じている課題>

- ① 地域のことを考えるのに、農家や担い手だけで話し合っただけではよいのか  
⇒視点を多様化させ、さまざまなアイデアを出さないと可能性が広がらない
- ② 後継者がいない高齢農家等の意識の低さ  
⇒「どうせ自分には関係ない」、「どうせあの人だけがいい思いするんだ」といった根強い『どうせ思考』
- ③ 話し合いができる地域、できない地域の地域格差が大きい  
⇒できない地域では、コーディネーター役(調整役)の不足
- ④ 相続未登記農地の壁  
⇒相続人が20人以上になるケースもあり、一度まとまった話を後に引っくり返されることも
- ⑤ 示されたひな形や例示の模倣  
⇒型に当てはめようとする市町村もあり、地域との温度差の原因に怠慢ではなく、市町村の担当部局のマンパワー不足が原因

# 合意形成について③

## (求められる合意形成)

### <課題克服に必要なこと>

- ① 農家や担い手に加え、土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の農業者等が話し合いに参画する体制に  
⇒話し合いが難しい場合でも、せめて意向は確認したい
- ② 制度の理解を深める工夫  
⇒人ごととならないようにデータを用いる等して参加者へ地域の現状を正しく説明する(これは市町村行政にしか担えない)
- ③ 合意形成に適切な範囲は、地域の最小単位である集落や自治会  
⇒意思疎通が円滑な最小単位から始め、集落や自治会の判断で近隣地域と協力できるように  
人・農地プランの実質化や中山間地域等直接支払制度等、既にある話し合いの場を活用するとスムーズに進むのではないか
- ④ 相続未登記農地の活用策を緩和  
⇒新たな土地利用に転換する場合だけでも活用しやすくしてほしい
- ⑤ 市町村のリーダーシップと関係機関の明確な役割分担  
⇒主体となる参画者がそれぞれの役割を理解することが重要

# 合意形成について④

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

## <「人・農地プラン」の実質化への影響>

- ① 「人・農地プラン」の実質化の取り組みは令和2年度末までが期限
- ② しかし、3月以降は顔を合わせての意向把握や話し合いができていない状況
- ③ スケジュールの組み直しが必要になっており、令和2年度内に実質化できない地域が出てくることも考えられる



## <新たな土地利用への転換への影響>

- ① 「人・農地プラン」の実質化の遅延が、新たな土地利用への転換を地域で考える際に影響する可能性がある
- ② ただでさえ多忙を極める市町村農政部局や関係機関に対して、過重な負担とならないか心配
- ③ 意向把握や話し合いが丁寧に行える期間を設けることが必要